

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.217

(2020.07.14)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和2年7月大分県豪雨災害義援金」(大分県共募)の募集について

1 趣旨

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、日田市、由布市、九重町、玖珠町に災害救助法が適用されました。

大分県共同募金会(以下「本会」という)では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和2年7月大分県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和2年7月13日(月)から8月31日(月)まで (期間を延長する場合あり)

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	名義等
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 7745795	大分県共募令和2年7月豪雨災害義援金 (オオイケンキョウホレイワニネンチガツコウサイガイケン)
ゆうちょ銀行	00940-4-323294		大分県共募令和2年7月豪雨災害義援金

○大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

○ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

○上記以外のお銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 社会福祉法人大分県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制上の優遇措置(寄付金控除、損金算入)が認められる寄附金に該当しま

す。

①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の受領証(現金受付のみ)をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付口座であることを確認するため、本「令和2年7月大分県豪雨災害義援金」募集要綱も確定申告時にあわせて必要となります。

なお、本会発行の受領書が必要な場合は、別紙「受領証希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、受領書を発行いたします。

7 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を經由して被災された世帯に配分されます。

8 問い合わせ先

〒870-0907 大分市大津町2-1-41
社会福祉法人大分県共同募金会

TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和2年7月大分県豪雨災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和2年7月大分県豪雨災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」(科目コード 3140200)

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」(科目コード 4860600)

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。